

# 宇都宮市観光ポスター制作・掲出業務委託 仕様書

## 1 業務の名称

宇都宮市観光ポスター制作・掲出業務委託

## 2 業務の目的

本市の魅力を広く PR するポスターを制作し、本市の知名度アップ、イメージの向上及び観光客への誘客促進を図るため、効果的な掲出を行うもの。

## 3 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

## 4 業務の内容

本市の魅力を PR する観光ポスター制作・掲出に係る、企画・デザイン制作・撮影増刷・掲出發送等の業務。

### (1) 基本事項

ア サイズ及び印刷部数

B1 500部（500部×1種）

B2 500部（500部×1種）

合計 1,000部

イ 色紙 4色刷り

ウ 用紙 マットコート紙 135kg

エ 内容

餃子をカラーコンテンツとしながらも、「宇都宮市北西部の観光施設の魅力を重点的にPRできるもの」1案を作成する。

### (2) ターゲットエリア

首都圏、関東甲信越、東北

### (3) ターゲット層

本市の観光誘客に効果的な20代から40代の女性層

### (4) レイアウト項目

以下の項目について、ポスターに掲載すること。

- ・メッセージ性かつ話題性のあるキャッチコピー
- ・写真、絵画、デザイン等でPR内容を表現できるもの
- ・英語表記の併記
- ・宇都宮ブランドメッセージロゴ「住めば愉快だ宇都宮」
- ・宇都宮市の位置を示す地図
- ・宇都宮市観光交流課 電話 028-632-2437
- ・宇都宮観光コンベンション協会 電話 028-632-2445

- ・宇都宮観光アプリ QR コード
  - ・<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/> (宇都宮市 HP)
  - ・<http://www.utsunomiya-cvb.org> (宇都宮観光コンベンション協会 HP)
- ※ロゴマーク等の申請については、貴社にてお手続きください。

(5) 規格

ア サイズ及び印刷部数

1,000部 (B1: 500部×1種、B2: 500部×1種)

イ 色数 4色刷り

ウ 用紙 マットコート紙 135kg

エ 掲出先広告スペース (予定)

- ・JR 東日本及び東武鉄道用ポスター

ポスター下部 (B1: 約 20cm、B2: 約 13cm) に各社広告スペースを設けること。

なお、広告内容は各社からデータ提供を受けるため、**提案の段階では空欄**とすること。

(6) 成果物

ア 納品

納品日、納品方法は、配送先により様々なため、別途指定する方法により納品すること。

イ データ

**制作したポスターのデータ及び制作するにあたり撮影した場合は、その素材データを下記形式にて納品すること。** (CD-R または DVD-R : 1 枚)

- ・JPG データ、PDF データ、イラストレータデータ

(7) 観光ポスターの掲出・配送

掲出先については、PR 効果が期待できる施設や、関係機関等を選定し提案すること。必ず**東京都 5 か所、神奈川県 5 か所以上を掲出先に含む**こと。なお、配送は郵送によるものとし、費用については本事業の委託料に含むものとする。

(8) その他

ア 配送の際は、送付状を入れること。

イ できる限り、折らずに配送すること。

ウ 配送に係る費用及び JR への掲出費用 (2019 年実績 : 40 万円 (税別)) は、本業務の委託料に含むものとする。

## 5 著作権について

受託者は、制作し納品したポスターについて、宇都宮観光コンベンション協会 (以下「委託者」という。) が広報活動や商品化を行うなど、自由に使用できるよう著作権法 (昭和 45 年法律 48 号) 第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととします。

本件ポスターに関して受託者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する

権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとします。なお、委託者が現在想定するポスターデザインの使用方法是、ポスターの増刷やポスターデザインを縮小しての名刺への登載、ポストカードの作成及び販売、パネル、クリアフォルダ等事務用品への登載、市ホームページへの登載、パンフレットなど各種媒体への登載等です。

受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとします。なお、当該ポスターに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、第2項に掲げる受託者のポスターデザインの使用方法について、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採った上で企画競争に応募することとし、原著作物の著作作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにしてください。当該ポスターデザインが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合前項の手續に不備があった場合その受委託者の責に帰する事由により原著作物の著作作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととします。

## 6 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

## 7 その他

この仕様書に定めのない事項及び、業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議の上処理することとします。